

平成9年4月2日～平成17年4月1日生まれの女性の方へ

子宮頸がん予防ワクチン接種を自費で受けた方へ費用助成を行います

子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種勧奨の差し控えにより、定期接種の機会を逃してしまい、定期接種の対象年齢を過ぎて子宮頸がん予防ワクチンを自費で接種した方に対し、接種費用を助成します。

また、積極的な接種勧奨の差し控えにより接種機会を逃してしまった方は、不足回数分について無料でワクチン接種を受けることができます。対象となる方へは4月に個別に案内と接種券を送付していますのでご確認ください。

対象者

以下のすべてに該当する方

- ①平成9年4月2日～平成17年4月1日生まれの女性で、令和4年4月1日時点で益田市に住民登録がある方
※自己負担で接種を受けたときに他市町村に住民登録があった方も、令和4年4月1日時点で益田市に住民登録があれば申請できます。
- ②16歳となった日の属する年度の末日（高校1年生相当の3月31日）までに子宮頸がん予防ワクチンの3回の定期接種を完了していない方
- ③17歳となった日の属する年度の初日（高校2年生相当の4月1日）から令和4年3月31日までに子宮頸がん予防ワクチンの任意接種を受け、接種費用を負担した方
- ④令和4年4月1日以降、助成金の交付を受けようとする接種回数分について、子宮頸がん予防ワクチンの定期接種を受けていない方

助成対象ワクチン

「組換え沈降2価HPVワクチン（サーバリックス）」または「組換え沈降4価HPVワクチン（ガーダシル）」

※日本国内の医療機関で接種していること

接種医療機関

医療機関の指定はありません。市外の医療機関で接種した場合も対象になります。

助成金額

- 接種費用の実費相当額 ※交通費、宿泊費、書類の発行に要した文書料等を除く
- 最大3回接種分まで

申請方法

申請書に必要な書類を添えて、子ども家庭支援課へ提出してください。

<申請に必要なもの>

- 益田市ヒトパピローマウイルス感染症任意接種助成金交付申請書（様式第1号）
- 接種費用を支払ったことを証明する書類（領収書、明細書、支払証明書等）の原本
※接種費用を支払ったことを証明する書類を提出できない場合はご相談ください。
- 接種記録を確認することができる書類（母子健康手帳、予防接種済証等）の写しまたは益田市ヒトパピローマウイルス感染症任意接種助成金交付申請用証明書（様式第2号）
- 接種者の氏名、住所、生年月日が確認できる書類の写し
※住民票・運転免許証・健康保健証などいずれかひとつ
※申請者と被接種者が異なる場合は双方のもの
- 振込を希望する金融機関の通帳またはキャッシュカードの写し

<申請期限> 令和7年3月31日まで

※申請書および証明書の様式は、子ども家庭支援課に設置しているほか、市ホームページからダウンロードできます。
※提出書類に不足等がある場合は、追加で書類の提出を求められることがあります。



市ホームページ

【問い合わせ先】

市子ども家庭支援課（市立保健センター内） ☎ 31-1381 ☎ 23-7134（平日8:30～17:15）